

条例等立案表

題名	課(室)名	教育委員会	学校政策課
徳島県立学校規則の一部を改正する規則			
<p>制定理由 徳島県立貞光工業高等学校の学科再編の完了に伴い、所要の改正を行う必要がある。</p> <p>あらまし 一 徳島県立貞光工業高等学校の工業科の土木科、建築科については学科再編による募集停止後二年が経過し、在籍するすべての生徒が卒業したことに伴い、当該学科を廃止することとした。 二 この規則は、平成二十三年四月一日から施行することとした。</p>	<p>担当者名 佐山哲雄</p> <p>電話番号 三一三七</p>		
<p>法令審査会 <input checked="" type="radio"/> 要否</p> <p>関係法令など 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十三条 高等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）第六条</p> <p>予算上の措置</p>			
備考			

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 佐 藤 盛 仁

徳島県立学校規則の一部を改正する規則
徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県立貞光工業高等学校の項中

電気科
機械科
土木科
建築科
建設科

を

電気科
機械科
建設科

に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

徳島県立学校規則新旧対照表

(新)

別表第一（第三条関係）

高等学校全日制の課程

学校名	学科及び類名	所在地
（略）	（略）	（略）
学校	光工業高等	徳島県立貞
工 業	建 機 電	
建 建 土 機 電	設 築 木 機 氣	
設 施 科 科 科	械 械 科 科	
町	美馬郡つるぎ	

(旧)

別表第一（第三条関係）

高等学校全日制の課程

学校名	学科及び類名	所在地
（略）	（略）	（略）
学校	光工業高等	徳島県立貞
工 業	建 機 電	
建 建 土 機 電	設 築 木 機 氣	
設 施 科 科 科	械 械 科 科	
町	美馬郡つるぎ	

徳島県立学校規則の一部改正について

学校政策課

1 改正の概要

本県では、少子高齢化、高度情報化、国際化などの社会環境の変化や、生徒や保護者の価値観の多様化を踏まえ、新たな時代に対応した学校づくりや多様な教育の実現を図るため、再編整備等を進めている。

それに伴い、美馬市・つるぎ町地域では、貞光工業高等学校と美馬商業高等学校を再編統合し、平成26年度に「新高校」を開校することとしている。

両校の再編統合に先立ち、平成21年度入試から貞光工業高等学校の土木科と建築科の募集を停止するとともに、新たに建設科の募集を開始し、学科再編を行ったところである。

このたび、貞光工業高等学校の土木科と建築科に在籍するすべての生徒が卒業したため、両学科を廃止することとする。

2 新高校の概要

新高校においては、両校が培ってきた工業教育、商業教育を継承し、工業科・商業科併設のメリットを活かした教育を行うとともに、まちづくりの観点からの教育を加え、地域の発展に貢献する人材を育成することとする。

学科については、工業科には、「電気科」、「機械科」及び「建設科」の3学科を、商業科には、「商業科」及び本県初の「地域ビジネス科」の2学科を設置することとする。

また、設置場所については、現貞光工業高等学校の校地に設置することとする。

3 施行期日

平成23年4月1日